

防災相互通信用携帯型無線装置（消防ヘリコプター運航体制強化）仕様書

京都市消防局警防部情報指令課

（担当 柴田、五明 075-212-6720）

1 目的

本仕様書は、本市に納入する防災相互通信用携帯型無線装置（以下「携帯無線」という。）の仕様を定めるものである。

2 品名及び数量

携帯無線 1 式

3 納期

令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

4 納入場所

(1) 納入物品

京都市伏見区横大路千両松町

京都消防ヘリポート

(2) 図書類

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 2 1－3 京都市消防学校 4 階

京都市消防局警防部情報指令課

5 受注者の責務

- (1) 電波法に定める登録検査等事業者（陸上移動局）の資格を有すること。
- (2) 国内修理体制を構築していること。
- (3) 契約後速やかに納入物品の詳細仕様、納品時期等を記載した承認申請書（2 部：正、副）を提出し、本市の承認を受けたのちに着手すること。（副本は受注者に返却する。）
- (4) 本市の求めに応じ、逐次、報告、連絡及び協議ができる体制を敷くこと。
- (5) 無線局の整備に当たり、必要となる電波法上の手続きについて、支援すること。
なお、免許申請に係る費用（免許申請手数料等）の負担は、受注者の責務に含まない。
- (6) 他者の権利を侵害しないよう細心の注意を払うこと。（著作権法、特許法、実用新案法等）
- (7) 本市から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。履行後においても遵守すること。ただし、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

6 仕様変更等

- (1) 契約後、本市の都合又は監督官庁の指導により仕様を変更する場合は、本市は受注者と協議のうえ変更ができるものとする。
- (2) 前項の変更に伴う金額の増減については、本市は受注者と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微な変更に伴う金額の増減は行わないこと。
- (3) 受注者の都合により設計内容を変更する場合は、変更後の性能が本仕様と同等以上と認められ、かつ、変更の内容及び理由がやむを得ないものと認められた場合に限り本市が承認する。

7 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合、本市は受注者と協議のうえ定めるものとする。

8 機器仕様

(1) 構成（1式あたり）

品名	数量	備考
無線装置本体	1 式	アンテナ及びバッテリーを除く。
アンテナ	2 本	
バッテリー	3 個	使用時間：8 時間以上
スピーカーマイク	2 個	
保護ケース	1 式	
ベルトクリップ	1 式	無線装置本体及びスピーカーマイクに付属すること。
ショルダーベルト	1 式	スピーカーマイクを掛けられること。
イヤホン	1 式	
充電器	1 式	

※納品時には、無線装置本体、アンテナ、バッテリー、スピーカーマイク、保護ケース及びベルトクリップの各 1 式を組み合わせた状態にし、その他の構成品は別添えとすること。

(2) 機能等

- ア 電波法令に定める技術基準適合の認定を受けていること。
- イ 電波法令に定める新スプリアス規格に適合すること。
- ウ 1 5 0 M H z 帯の防災相互通信波を実装できること。
- ウ 空中線電力：5 W（ただし、監督官庁から指示された出力に設定すること。）
- エ 電波の型式：F 3 E
- オ 本体寸法（突起物を除く。）は、幅 7 0 m m 以内、高さ 1 5 0 m m 以内及び奥行 4 0 m m 以内とする。
- カ 本体重量は、4 5 0 g 以下とする。

キ 無線装置本体にスピーカーマイク、バッテリー及びアンテナを装着状態で、防塵・防水性能が I P 6 7 以上であること。

ク 無線装置本体及びスピーカーマイクの見やすい場所に無線局の呼出し名称等を表示させること。

(3) その他

周波数及び識別信号は、契約後に本市から受注者に通知する。

9 納品時検査

納品時に、員数検査、外観検査及び通信試験を行う。

10 提出図書

(1) 完成図書 1 部（機器仕様、外観図及び取扱説明書を含む。）

(2) 試験成績書 1 部

(3) 無線局関係書類 1 部（監督官庁に提出した書類の副本を含む。）

また、上記図書について電子媒体（CD-R 等）で 2 部納入すること。

なお、電子媒体の納品については、Microsoft Windows で読込可能な形式で納品すること。また、ファイルは Microsoft Office の docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、発注者と事前に協議のうえ、PDF (Portable Document Format) ファイル形式で作成すること。

11 契約不適合責任

(1) 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるときは、受注者に対してその不適合の修正等の履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受注者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

(2) 本市は、当該契約不適合により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(3) 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(4) 本市が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、本委託業務の履行期限から 2 年以内に本市から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、履行完了時点において受注者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- (5) 上記(1)から(3)までは、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。